

薩摩川内市告示第366号

薩摩川内市プレミアム付商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

薩摩川内市長 岩切秀雄

薩摩川内市プレミアム付商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症による市内観光事業者への経済的影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を促進し、地域経済の回復を図るために、市内全世帯が購入可能なプレミアム付商品券の発行、販売等の事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するため、市が販売する商品券をいう。
- (2) 購入引換券 市が発行するプレミアム付商品券の購入のための文書をいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 登録事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(プレミアム付商品券の購入対象者)

第3条 プレミアム付商品券の購入対象者(以下「購入対象者」という。)は、令和2年6月22日(以下「基準日」という。)において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に世帯主として記録されている者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、購入対象者が基準日後死亡した世帯については、プレミアム付商品券を購入する日現在の当該世帯の世帯主を購入対象者とする。

(プレミアム付商品券の販売等)

第4条 市は、購入対象者に対し、この告示に定めるところによりプレミアム付商品券を販売する。

- 2 プレミアム付商品券は、1世帯につき1万円分を5,000円で販売する。
- 3 プレミアム付商品券の1枚当たりの額面は、1,000円とする。

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第5条 プレミアム付商品券は、登録事業者との間における特定取引においての

み使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、プレミアム付商品券の販売を開始した日（以下「販売開始日」という。）から令和2年12月31日までとする。
- 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 プレミアム付商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 プレミアム付商品券は、次に掲げる目的で使用することはできない。
 - (1) 不動産及び金融商品の購入
 - (2) たばこの購入
 - (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高い商品の購入
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に対する支払い
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課の納入（プレミアム付商品券の販売）

第6条 購入対象者又はその代理人若しくは使用者は、市長が別に指定した場所において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。この場合において、市長は、公的身分証明書等市長の指定する本人を確認できる書類の提示又は写しの提出を求めること等市長の指定する方法により、当該購入引換券を提示した者が本人であることを確認する。ただし、購入対象者の代理人又は使用者については、代理権等を示す書類を提示する等市長が指定する方法により、当該購入対象者の代理人又は使用者であることを確認する。

- 2 市長は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券に記載された購入対象者の氏名及び住所の箇所に確認印を押印し、近傍に失効と朱書きすることをもって当該購入引換券を失効させる。
- 3 プレミアム付商品券の販売期間は、販売開始日から令和2年10月30日までとし、詳細な販売日時については、市長が別に定める。
（登録事業者の登録等）

第7条 市長は、別に作成する募集要領を公示して登録事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該登録事業者に登録事業者証明書を交付する。
（登録事業者の責務）

第8条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受取を拒んではならないこと。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 本市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の募集要領に定める事項

- 2 市長は、登録事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、

当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第9条 市長は、特定取引で使用されたプレミアム付商品券について、当該登録事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の規定による支払を受けようとする登録事業者は、市長が指定する日までに請求書に特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を添えて、券面記載の金額での換金を申し出なければならない。

3 換金の方法は、登録事業者の預金口座への振替の方法によるものとし、市長が定める日において、登録事業者から請求のあった券面記載の金額を振り替えるものとする。

4 登録事業者は、第2項の規定による申出を令和3年2月10日までに行わなければならない。

(プレミアム付商品券に関する周知)

第10条 市長は、プレミアム付商品券の発行、販売等の事業の実施に当たり、購入対象者の要件、購入方法、販売開始日等の事業の概要について、広報紙への掲載その他の方法により周知するものとする。

(購入をしなかった場合の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者が第6条第3項の販売期間内に同条第1項の規定による購入をしなかった場合は、当該購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、購入対象者でない者(以下「返還対象者」という。)に購入引換券を交付した場合には、次に掲げるいずれかの対応をとるものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後、かつ、プレミアム付商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム付商品券の購入代金を返還する。

(3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後については、プレミアム付商品券の額から返還対象者が支払った額を除いて得た額の返還を求める。

(様式)

第13条 この告示において規定する書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。